第 １ 章 総 則

（名 称）

この会は、○○○○共済会（以下本会という。）という。

（目 的）

本会は、会員の自助および互助の精神に基づき、会員とその家族

の福祉増進を図ることを目的とする。

（事 業）

本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

（１）会員およびその家族のための慶弔災害給付

（２）会員のための貸付事業

（３）会員のための教育文化事業

（４）その他前各号を推進するために必要な事項

２．前項の給付に関する事項は別に定める。

（会 員）

本会は、次の会員をもって構成する。

① 従業員（正社員以外の者を除く。）

② 嘱託従業員

③ その他理事会で特に認めた者

（入会および退会）

本会への入会および退会は、前条の資格取得と同時に入会し、資

格喪失と同時に退会するものとする。

第 6 条 本会の事務局は、東京都○○区○○○丁目○番○号○○○○株式

会社人事部内に置く。

第 ２ 章 役員および理事会

（役員および役員の選任）

本会に、会長・副会長・理事および監査員の役員を置く。

２．役員の選任は次のとおりとする。

┌───┬────────┬──────────────────┐

│役 員│ 定 員 │ 選 任 │

├───┼────────┼──────────────────┤

│会 長│ １ 名 │ 会社の推薦による者 １ 名 │

├───┼────────┼──────────────────┤

│副会長│ １ 名 │ 労働組合の推薦による者 １ 名 │

├───┼────────┼──────────────────┤

│理 事│ ４ 名 │ 会社の推薦による者 ２ 名 │

│ │（うち会計１名）│ 労働組合の推薦による者 ２ 名 │

├───┼────────┼──────────────────┤

│監査員│ ２ 名 │ 会社の推薦による者 １ 名 │

│ │ │ 労働組合の推薦による者 １ 名 │

└───┴────────┴──────────────────┘

（任 務）

役員の任務は次のとおりとする。

（１）会長は、本会の会務を統轄するとともに、理事会の議長とな る。

（２）副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を 代行する。

（３）理事は、理事会に出席し、本会の付議事項を審議する。

（４）会計は、本会の会計および決算に関する事項を担当する。

（５）監査員は、本会の会計を監査し、理事会にその内容を報告す る。

（任 期）

役員の任期は、毎期○月○日から翌年○月○日までの１カ年とす

る。ただし、補欠により毎期就任した役員の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

第１０条 本会の公正な運営を図るため、決議機関として理事会を設置する。

（構 成）

第１１条 理事会の構成は次のとおりとする。

① 会 長

② 副会長

③ 理事および会計

（付議事項）

第１２条 理事会の付議事項は次のとおりする。

（１）本会の運営方針に関する事項

（２）本会の事業計画に関する事項

（３）本会の決算および事業報告に関する事項

（４）本会の資産の管理運用に関する事項

（５）本会の規約・細則の制定ならびに改廃に関する事項

（６）疑義を生じた規約および細則の解釈

（７）その他本会を運営するについての必要な事項

（開 催）

第１３条 理事会は、原則として年２回開催するほか会長が必要と認めた場

合は、これを招集する。

２．前項の規定にかかわらず、２分の１以上の理事の請求または監査

員の要請があったときは、会長は遅滞なく理事会を開催しなければならない。

（成立および議決）

第１４条 理事会は、構成員の３分の２以上の出席で成立し、議決は構成員

の過半数による。ただし、可否同数の場合は会長がこれを決するものとする。

２．前項の規定にかかわらず、第12条第５項についての議決は、構成

員の３分の２以上とする。

（議事録の作成）

第１５条 理事会の議事録は、会長が指名する者が作成する。

（事務局の構成）

第１６条 事務局の構成は次のとおりとする。

（１）事務局長 １名

（２）事務担当者 若干名

（３）その他会長が特に指定した者

（事務局の任命）

第１７条 事務局の構成員は、会長が会員の中から任命する。

（事務局の職務）

第１８条 事務局の職務は次のとおりとする。

（１）事務局長は、事務局を総括し、理事会の決定にしたがい第３条

の事務を遂行する。

（２）事務担当者は、事務局長の指示に基づき事務を行い、会員から

の各給付事項の申請により実情を把握し、その申請事項を判断処理するものとする。

第 ３ 章 財 政

（収 入）

第１９条 本会の財政は、会員拠出金その他の収入による。

（会員拠出金）

第２０条 会員は、次に定める会員拠出金を本会に納入しなければならない。

（１）労働組合員は、月額○○円を納入する。

（２）非組合員は、月額○○○円を納入する。

（会計年度）

第２１条 本会の会計年度は、毎年○月○日から翌年○月○日までの１カ年

とする。

（会計報告）

第２2 条 毎年度における本会の決算は、理事会の議決を経て会員に報告す

る。

（監 査）

第２３条 会計監査は、会計年度ごとに１回実施するほか、必要に応じて随

時実施する。

（会員拠出金の返却）

第２４条 会員が納入した会員拠出金について、その払戻しおよび本会資産

の割賦請求その他会員拠出金の異議の申し立てをすることはできない。

第 ４ 章 解 散

（解 散）

第２５条 本会は、次の事由が発生した場合において理事会構成員の３分の

２以上の賛成を得たときは、解散することができる。

（１）社会情勢の変化により本会の存続を不必要と認めたとき。

（２）事業の継続が不可能となったとき。

（３）その他前各号に準ずる事由が生じたとき。

（付 則）

この規約は、令和○年○月○日から施行する。